		送電線路、変電所及び給電設備
第十五条	法第十四条第一項	法第二十七条の十二において準用する法第十四条第一項
第十五条第一項	次の各号	第一号、第三号及び第四号
第十五条第一項第四号	十年	五年
第十五条第二項	前項各号	前項第一号、第三号及び第四号
第十六条	法第十四条第二項	法第二十七条の十二において準用する法第十四条第二項

2　第三十六条の規定は前条の届出書の提出に準用する。

第四節　特定送配電事業

（特定送配電事業の届出）

第四十五条の二　法第二十七条の十三第一項の規定による特定送配電事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十七条の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量

三　小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要（配電用のものを除く。）及び供給地点の位置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面

二　送電関係一覧図

三　特定送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

四　特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に応ずる電力及び電力量を記載した書類

五　小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

六　届出者が法人である場合にあっては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

七　届出者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款

八　届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

（供給地点の変更の届出）

第四十五条の三　法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

三　供給地点を増加する場合にあっては、送電関係一覧図

四　増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

（電気工作物の変更の届出）

第四十五条の四　法第二十七条の十三第七項の規定による特定送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の六の電気工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）とする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図

四　変更が変電所又は発電所に係る場合にあっては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図

五　送電関係一覧図

（軽微な変更）

第四十五条の五　法第二十七条の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであって、次に掲げるものとする。

一　配電用の電気工作物を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた配電用の電気工作物の増設により特定送配電事業としての電気の供給を行おうとすることに伴うもの

二　次のいずれかに該当するもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　電圧の変更（昇圧に限る。）を伴うもの

ロ　配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの

ハ　送電容量の増加を伴うもの

三　配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更

（氏名等の変更の届出）

第四十五条の六　法第二十七条の十三第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（小売供給の登録申請）

第四十五条の七　法第二十七条の十六第一項の申請書は、様式第三十一の八によるものとする。

2　法第二十七条の十六第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行う特定送配電事業以外の事業の概要

3　法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二　様式第三十一の九の小売供給遂行体制説明書

三　様式第一の三の苦情等処理体制説明書

四　申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五　申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売供給を行う事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

4　経済産業大臣は、法第二十七条の十六第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。